

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	町田市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障がい者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年9月30日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	27	
10. 保護評価書の名称	町田市 心身障害者医療費助成事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/koukai/mynumber/pia.html	
12. 委任関係	☐	▼

執行機関名 町田市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)第2条の規定により市が処理することとされる事務のうち、心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基		町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 別表第1 第9の項

④市町村が独自利用事務の範囲に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)第2条の規定により市が処理することとされる事務のうち、心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、(心身障害者)に対し、医療の一部を助成し、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、(心身障害者の福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号) 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号) 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号) 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則(平成11年東京都規則第155号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	心身障害者の医療費の助成に関する条例第4条の規定による受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 11	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第1号及び第6条第1項第3号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 12	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第2号及び第6条第1項第3号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 13	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第5号及び第6条第1項第3号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの

③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 14	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第3号及び第6条第1項第3号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 15	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第6条第1項第3号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 16	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第4号及び第6条第1項第3号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 ロ	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第6号及び第6条第1項第3号

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)第5条第2項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	心身障害者の医療費の助成に関する条例第5条第2項の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 11	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第1号及び第10条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 12	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第2号及び第10条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 13	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第5号及び第10条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 14	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第3号及び第10条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 15	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第10条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 16	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第4号及び第10条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの

③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 ロ	心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第1条の3第6号及び第10条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
備考	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)により、心身障害者医療費助成制度にかかる上記事務については市に委任されている。	